

16歳  
以上

# 自転車の交通違反に 青切符制度始まる!!

## 令和8年4月1日から

反則金 12,000 円

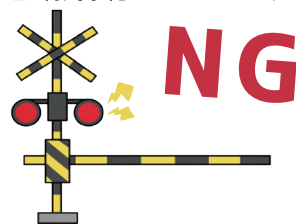
- 携帯電話の使用等  
(保持)

NG



反則金 7,000 円

- 遮断踏切への立ち入り



反則金 6,000 円

- 赤色等の信号無視
- 通行区分違反  
(道路の右側通行)

NG



反則金 5,000 円

- 一時不停止
- ブレーキ不良
- 無灯火
- 傘さし運転
- イヤホンの使用  
※周りの音が聞こえない状態での運転



反則金 3,000 円

- 二人乗り
- 並進

NG



●自転車で一定の危険行為に該当する交通違反を繰り返したときは自転車運転者講習を受講することになります

●運転免許を保有している方が自転車乗車中に重大な事故や違反をした場合は運転免許が停止される可能性もあります

CHECK!



こんな時に  
検挙されます!

- 交通違反行為の中でも交通事故につながるおそれが高い交通違反
- 交通違反により交通上の危険が生じたり交通事故の危険が高まったとき
- 警察官の指導警告に従わずあえて交通違反を行ったとき

青切符制度編



ヘルメット  
着用促進編



動画はこちら

石川県警察



金沢市

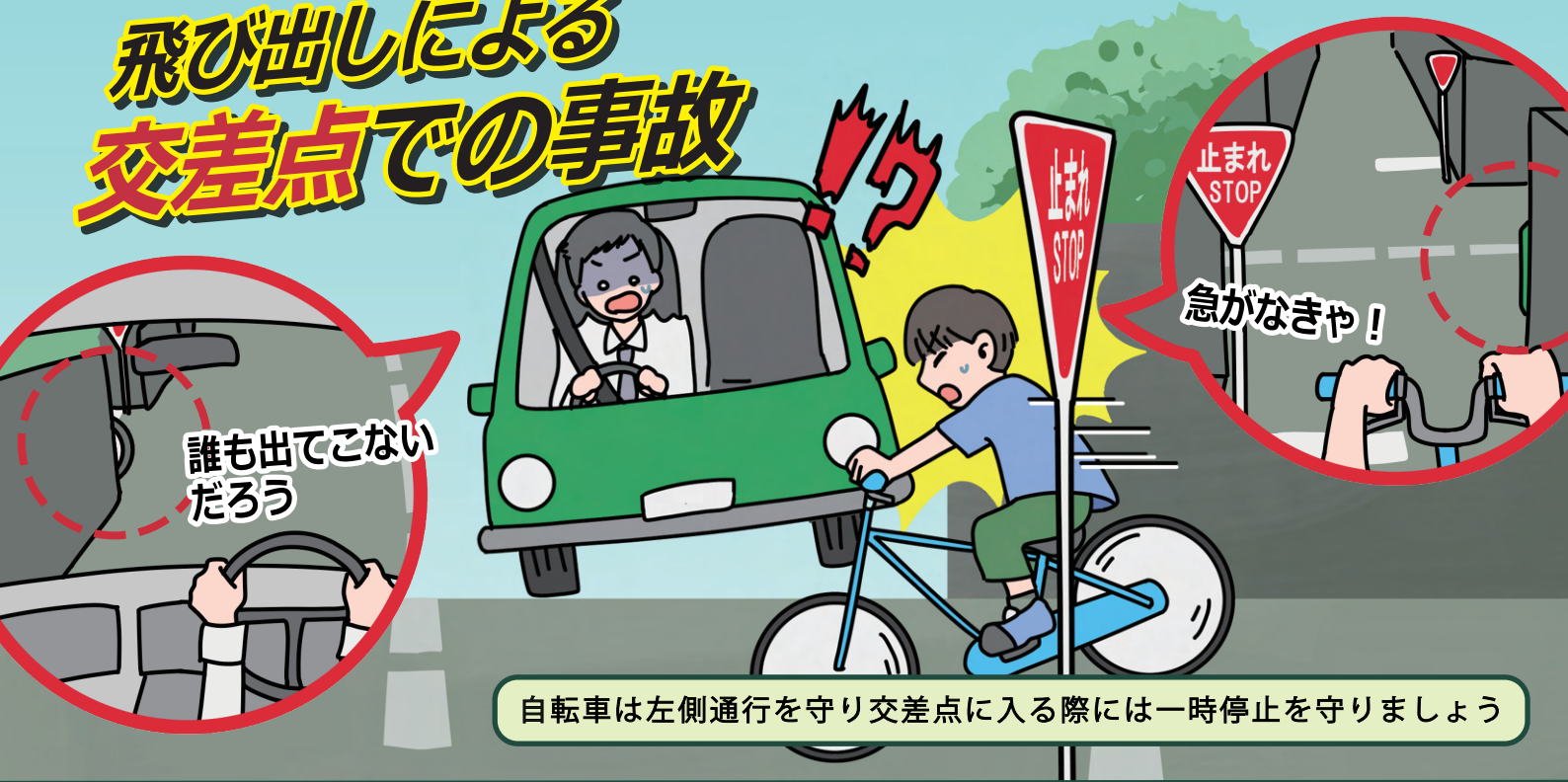


三井住友海上

# 自転車の交通事故防止

自転車走行時には車からどう見えているかも考えて走行しましょう

## 飛び出しによる 交差点での事故

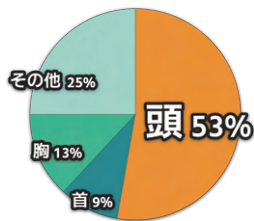


自転車は左側通行を守り交差点には一時停止を守りましょう



## 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用！

### 自転車乗用中の死者の致命傷部位 (令和2年～令和6年合計)



### 自転車乗用中のヘルメット 着用状況別致死率 (令和2年～令和6年合計)

着用 12.3  
非着用 20.9

約1.7倍

### ●自転車利用者は、ヘルメットを着用 するよう努めなければなりません。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗用中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約1.7倍高くなっています。

令和7年に警察庁が全国で実施した調査によると、石川県の自転車ヘルメット着用率は24.5%で、全国平均の21.2%をやや上回ってますが、まだ75%以上の方が未着用です。

**事故の瞬間、ヘルメットは命を守る  
最も手軽な手段です。**

【引用】警察庁ウェブサイト  
「頭部の保護が重要です ～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～」  
を加工して作成

【令和5年4月1日から道路交通法で努力義務化されました。】